

平成 28 年度事業計画

一般社団法人 JAPAN of ASIA

第1 事業の趣旨・目的

発展途上にあるアジア諸国においては、ピラミッド型の人口形成が成されており、若い働き手が十分に確保されています。しかしながら、技術と資金的な問題により、多岐に渡りロスが生じ、発展の妨げになっているのが現状です。日本国においては、海外援助のための資金等は確保できているものの、アジア諸国に反して逆ピラミッドの人口形成への道（少子高齢化社会）を辿っており、労働人口の不足が深刻化しています。

国内における少子高齢化から波及する問題については、労働力問題だけではなく、破綻都市増加問題の後押しにもなっています。また、医療介護分野においても、国内においては高齢化による介護士、ヘルパーの不足が顕著に表れています。

海外の若い働き手が日本で増えることにより、これらの内需減少に歯止めをかけることが出来ます。外国人労働者はより良い環境での就労と、日本の高い技術を体感することにより、自国に持ち帰り、自身または国の糧にすることが出来ます。

日本は、アジア諸国に対する「質の高い技術（製造、建築土木、テクノロジー、医療、農業等）及び資金援助を行い」アジア諸国は「未来ある若者が先進国でその技術を習得し、自国へ持ち帰る。」これらより、アジア諸国の発展、日本国内における労働市場活性化がされます。

今後、アジア諸国の行政や専門機関と対外関係を維持・強化し、経済格差、労働問題等、アジアが直面している課題解決や、日本国内の活性化に向けた施策を様々な視点から検証し国際貢献に努めます。

また、昨今のテクノロジー及びITの進化により、先進国の経済が急成長を遂げました。しかしながら、アジア圏の発展途上の国においては、国の体力的な問題からも、先端のテクノロジーやIT技術が浸透しているとは言い難い状況にあります。

将来的な当法人の活動として、最先端を走る研究機関や、各専門機関との提携を、国際社会への貢献の元を実現し、同機関の協力を仰ぎ、アジア諸国の発展に役立つ情報提供を実施したいと考えています。

当法人の活動を通じて、更に日本の国際貢献を促すため、国際交流（中国、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイ、ラオス、スリランカ、インド、

ミャンマー、モンゴル、ウズベキスタン、カンボジア、ネパール、バングラデシュ)、国内外の専門機関(教育機関)との提携及び支援、政策研究及び調査、政策提言、外国人技能実習生及び外国人留学生への支援、ネットワーク構築(各国の労働問題解決を目的とした有識者会議の開催)を事業の目的とします。

第2 公益事業

- 1 外国人技能実習生が本邦へ入国後に義務付けられている法的保護講習等の実施及びそのための施設運営

【事業の趣旨・目的】

外国人技能実習生を受け入れる監理団体は、技能実習生に対し、本邦入国後、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令に掲げる科目（日本語、本邦での生活一般に関する知識、技能実習生の法的保護に必要な情報及び本邦での円滑な技能等の修得に資する知識等）についての講習（座学（見学を含む。）を「技能実習1号ロ」の活動に従事する予定時間全体の6分の1以上の時間数（海外で1月以上かつ160時間以上の事前講習を実施している場合は、12分の1以上）実施することとされている。この定められた上記講習を監理団体から委託を受け実施するための、宿泊施設を併設した講習センターを運営し、外国人技能実習生を支援する。

なお、当法人は、監理団体（以下※参照）が実習生を実習実施機関（受入企業）へ配属するにあたって、上記法定の講習を実施する機関であり、配属後、実習生を監督する立場にある監理団体とは異なる。

～監理団体とは～

監理団体とは、技能実習生の技能等を修得する活動の監理を行う営利を目的としない商工会や中小企業団体などの団体をいう。

監理団体は、その責任と監理の下で技能実習生を受け入れ、技能実習1号と技能実習2号による期間を通して、技能実習を実施する各受入企業等（実習実施機関）において技能実習が適正に実施されているか確認し指導する役割がある。

～実習実施機関（受入企業）とは～

外国人技能実習生を技能習得の為、受け入れを行う企業、団体、事業主である。

※「技能実習1号ロ」に掲げる活動（団体監理型）

商工会等の営利を目的としない団体の責任と監理の下で行う活動で、法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う

技能等の修得をする活動をいう（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令）。

【事業の内容・対象】

- ① 外部の専門講師による法的保護講習（入管法令、労働関係法令）の実施
- ② 消防署の協力による、震災、災害、事故等に関する危険性や対処法について講習を実施
- ③ 警察署の協力による、事件、事故、交通ルール等に関する危険性や対処法について講習を実施
- ④ 日本語の基礎授業の実施
- ⑤ 日本の文化、生活、風習等に関する授業の実施

【財源等】

監理団体から支払われる講習費用を財源とする。

【業務委託】

法的保護講習等の講習の講師をそれぞれ各分野の専門家に委託する。

2 アジアの経済・労働・医療・介護に関する調査・研究

【事業の趣旨・目的】

日本とアジア各国における人材育成を目的として、日本とアジア各国との人材交流の推進事業を実施するために必要な範囲内で、日本国内における過疎化地域を対象とし、同地域の活性化をテーマとした調査・研究を実施する。アジア諸国に関しては、生産年齢人口や職業分布、技術力等のデータ等を元に、労働分野の問題点を明確化するため、調査・研究を実施する。

発展途上にあるアジア諸国が経済発展するために、真に必要としている技能、技術又は知識が何であるかを調査・研究する。

また、外国人技能実習制度の本来の目的である、国際的な人材育成に資する調査・研究する。国際的な人材交流の促進を図るため、留学生の事情について調

査・研究する。

さらに、医療・介護分野を充実させ、生活の安定向上を目的とし、発展途上にある諸国の医療現場が求めるニーズ（技術・機材・人材等）を調査・研究する。

【事業の内容・対象】

- ① 中国、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイ、ラオス、スリランカ、インド、ミャンマー、モンゴル、ウズベキスタン、カンボジア、ネパール、バングラデシュを対象に、労働力（年齢、職種、分布等）について調査を実施

各国の行政機関、及び教育機関を訪問し、行政機関及び教育機関（主に技能実習生の送出し機関）を通じて労働力（建築土木エンジニア、製造エンジニア、システムエンジニア）に対する調査（年齢、職種、分布）を実施する。

※ 外部委託は行わない。

※ 公表については、ホームページ上で記載して公表する。

- ② 日本国内の少子高齢化に伴う労働問題解決に向けた施策の調査研究

アジア圏において、特に経済成長が著しい中国、ベトナム、カンボジアを対象に現地国を訪問し、行政機関及び教育機関から労働人口（年齢、職種、分布）に関する調査を行い、日本国が抱える労働問題と比較し、研究する。

※ 外部委託は行わない。

※ 公表については、ホームページ上で記載して公表する。

- ③ 過疎化が深刻な自治体への調査を実施

日本とアジア各国との人材交流の推進事業を実施するために必要な範囲内で、日本国内における過疎化地域を対象とし、同地域の活性化をテーマとした調査（過疎化が深刻な自治体への訪問、問題点の聞き取り調査等）・研究を実施する。

※ 外部委託は行わない。

※ 公表については、ホームページ上で記載して公表する。

- ④ 人手不足が深刻な業界及び団体、事業主に外国人技能実習制度等の人材に関する情報を提供する

日本とアジア各国との人材交流の推進事業の一環として、人手不足が深刻な事業主（者）に対し、商工会や協同組合を通じて外国人技能実習制度、ワーキングホリデー、人材に関する情報を書面又はメールにて案内する。

※ 外部委託は行わない。

※ 支援した内容は、ホームページへ掲載することで公表する。

⑤ アジア諸国が抱える医療・介護問題について調査・研究を実施する

開発途上にある海外の地域に対する経済協力並びに国際社会への貢献を目的とする事業を実施するために必要な範囲内で、ベトナム、カンボジア、フィリピン、インドネシア等を対象に、各国が抱える医療問題（医療ミス、医療器具不足、薬剤不足、医師不足等）及び介護問題について、調査（現地訪問等により医療従事者、医療関係者、医療機関等から聞き取り調査等）・研究を実施する。

※ 外部委託は行わない

※ 調査及び研究の内容はホームページへ掲載することで公表する。

⑥ 調査・研究の成果についてシンポジウムを開催し、広く社会一般に公表する

【シンポジウムの概要】

日 時：平成 28 年 12 月（予定）

場 所：国連大学本部施設 エリザベス・ローズ国際会議場（予定）

テーマ：アジア諸国の労働市場について（仮）

内 容：講演、パネルディスカッション、調査・研究の報告（仮）

当法人が企画・開催するシンポジウムにおいて、講演者を選定する場合、当法人の理事又は監事である者、国又は地方公共団体において当該シンポジウムの趣旨に関わる業務に現在従事している者、理事会の決議に基づき選任された当法人のアドバイザーである者から選定するものとする。

なお、講演者の選定については、理事会の決議により決定するものとする。

※シンポジウムの開催状況、内容についてはホームページで記載して公表する。

【財源等】

賛助会員等を財源とする。

第3 収益事業

外国人技能実習制度関連のポータルサイト運営及び日本とアジア諸国の交流促進に資する事業

【事業の趣旨・目的】

日本を含むアジア諸国の労働を中心とした問題を周知する為のポータルサイトを運営する。日本国内で外国人技能実習制度を推奨する団体や、外国人技能実習制度対象国（15か国）の情報を提供する。また、日本国内で実習に従事する実習生や、留学生の活動状況等の掲載も取材や協力を得て実施する。その他、各国の観光情報やニュースを広く提供する。

【事業の内容・対象】

- ① 外国人技能実習制度の理解を深めるための専門サイトを構築し、実習生や受入企業の支援を行う
サイト名：asia borderless project (<http://asia-borderless-p.com/>)
- ② ベトナム、カンボジア、フィリピン、インドネシア、ミャンマーを対象に各国を訪問し、実習生送出し機関（教育機関）に当サイトでの登録を促す
- ③ 日本国内において外国人技能実習制度を推奨する団体（協同組合、公益法人）へ当サイトでの登録を促す
- ④ 外国人技能実習制度に係わる情報をニュースとして当サイトで提供する
- ⑤ 外国人技能実習生の生活日記を当サイトで公開する
- ⑥ WEBサイトを利用し、観光名所等をPRできるプラットフォームの提供

日本とアジア各国の国際交流に関する事業の一環として、当法人が運営するポータルサイト (<http://asia-borderless-p.com/>) に日本全国の特産物や観光名所をPRできる情報ページを設けて、これらをアジア各国に向けて提供する。

※ 外部委託は行わない。

【財源等】

広告収入を主たる財源とする。

【業務委託】

サイト運営については外部委託を行わない。

以 上